

日進市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業のご案内

日進市では、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得や教育における健全な発達を支援するために補聴器の購入や修理に必要な費用の一部を助成します。

対象者

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ①市内に住所を有する18歳以下の方（18歳の方は、18歳に達した日の属する年度末まで）
- ②両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ③補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する方
- ④労働者災害補償保険法、その他の法令の規定に基づき、補聴器購入費等の助成を受けていない方
- ⑤対象児の属する世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいないこと



助成額

（補聴器の購入や修理に要する実際の費用または下表の基準額のいずれか低い額）×2/3（1円未満切捨）

※ 助成額の上限は37,000円（両耳装用の場合は74,000円）です。

補聴器の種類	高度難聴用		重度難聴用	
	耳かけ型	ポケット型	耳かけ型	ポケット型
1個あたりの基準額	46,534円	36,252円	71,338円	59,148円
耐用年数	5年			
※イヤモールドを必要とする場合は、上記基準額に9,540円を加算				

※ 対象となる補聴器は「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」に定める補聴器となります。

※ 修理の場合は本事業で購入した補聴器のみが助成対象となります。

※ FM補聴システムは、助成の対象外です。

※ 上記以外の補聴器や修理部品については、介護福祉課までお問い合わせください。

申請に必要な物

- ①軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請書
- ②軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成についての意見書（指定自立支援医療機関の医師または身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師が聴力検査を実施した上で作成したもの）
- ③見積書（市に登録のある業者が作成したもの）
- ④（転入等により日進市で所得が確認できない場合のみ）対象児の属する世帯全員の市町村民税所得割額が確認できる所得証明書もしくは課税証明書
- ⑤（両耳装用の場合のみ）補聴器装用効果（市に登録のある業者が作成したもの）

※ ①、②、⑤の書類は、介護福祉課窓口にあります。

補聴器購入・修理までの流れ

※ **必ず購入・修理の前に申請の手続きを行ってください。（購入後の申請は認められません。）**

①意見書、見積書の準備	医師の診察を受け、意見書の交付を受けてください。（修理の場合、意見書は不要です。） 補聴器を購入・修理する業者に、意見書の内容に基づいた見積書の作成を依頼してください。
②申請書等の提出	申請に必要な書類を揃えて、市役所介護福祉課へ提出してください。
③助成の決定	市は提出された書類を審査し、必要と認めた場合は申請者に決定通知書を送付し、業者には助成券を送付します。
④補聴器の購入・修理	決定通知書を受領後、業者へ購入・修理を依頼してください。納品後、申請者負担額を支払い、助成券に記名・押印をしてください。
⑤助成額の請求	申請者に代わり、業者が市に助成額の請求を行い、市が業者に助成額の支払いをします。

問合せ・申請先 日進市役所 介護福祉課 障害福祉係 〒470-0192 日進市蟹甲町池下268番地

電話：0561-73-1749 FAX：0561-72-4554 電子メール：kaigofukushi@city.nisshin.lg.jp